

[研究ノート]

裁判例にみる外国扶養裁判の承認執行と相互の保証

岩 本 学

富山大学紀要. 富大経済論集 第63巻第1号抜刷 (2017年7月)

富山大学経済学部

〔研究ノート〕

裁判例にみる外国扶養裁判の承認執行と相互の保証

岩 本 学

キーワード：外国判決の承認執行，扶養，相互の保証

- 一 はじめに
- 二 裁判例
- 三 検討
- 四 結びに代えて

一 はじめに

外国の裁判所により下された扶養料に関する判決や命令（以下、「外国扶養裁判」とする）をわが国において効力を生じさせる手段として、裁判所は外国判決承認執行の枠組みを用いてきた。この点、扶養事件も含まれる「非訟裁判」の事件類型については、仮に外国の裁判所で判断が下されていたとしても、その承認は問題とならず、準拠法により判断するとの手法も提唱されていた¹。しかし、少なくとも扶養事件については、二当事者対立構造をとっていること、金銭の支払が問題となる点で財産事件に近接すること、などから、財産事件の承認執行の判断基準である、民事訴訟法 118 条の（類推）適用ないし準用が主として想定されてきた²。

本稿は、民訴法 118 条に規定された承認要件のうち、同条 4 号の相互の保証

1 海老沢美広「非訟事件裁判の承認」澤木敬郎＝あき場準一『国際私法の争点〔新版〕』（有斐閣、1996）246頁参照。

2 なお、学説においては扶養事件について相互の保証要件を課すことに慎重な態度を示すものもある。櫻田嘉章「判批」リマークス 37 号（2008）151 頁、奥田安弘『国際家族法』（明石書店、2015）405 頁など。

に関する関連裁判例の分析を通じて、現在の外国扶養裁判の承認執行における同要件の位置づけを明らかにすることを目的とするものである。後述の通り現在改正作業が進行中の人事訴訟法等の改正により、外国扶養裁判の承認執行事案では、今後も民訴法 118 条の各要件が準用される見通しとなっている。ゆえに、本稿で扱う相互の保証に関する従来の議論は今後も妥当と思われるが、従前の裁判例が相互の保証をどのように扱ってきたのかについては、ほとんど分析されてこなかった。結論を言えば、従前の裁判例は相互の保証要件を適切に適用できていたか疑わしいため、本稿を通じてそれを明らかにし、今後の議論の下地としたい。

以上の分析を軸に据えるため、二ではまず外国で下された扶養判決が関連する裁判例を紹介する³。その際には、本稿の問題意識から、【ア】民訴法 118 条が適用ないし準用された否か、【イ】相互の保証をいかなる基準で認定したか、の部分を中心に取り上げることとする。その上で、これらの分析及び評価を三で行う。

二 裁判例

(1) 裁判例の概要

①東京地判昭和 40 年 10 月 13 日家月 18 卷 11 号 51 頁

米国カリフォルニア州での別居請求訴訟中に反訴として提起された子の扶養料請求のうち、認容された扶養料判決の執行が求められた事案。

【ア】民訴法 200 条（当時）への言及はない。

【イ】原告から「カリフォルニア民事訴訟法 1915 条によれば「その国の法律

3 なお、本稿で紹介するもののほか、外国扶養裁判を有しながら、わが国での本案を認めたものとして、東京地判平成 7 年 12 月 26 日判タ 922 号 276 頁以下がある。本件は、イタリア裁判所で離婚及び扶養料支払請求認容判決が出され確定した後に、わが国で請求内容が同一の判決が下されたものである。裁判所はイタリア判決の存在に触れ、その承認を前提としているかのような言及もあるが、結論においては本案判決として、離婚及び監護費用の支払いを命じた。

にしたがつて管轄権をもつ外国裁判所で行われた確定判決は、その国において同様の効力をもち、また当州で行われた確定判決と同様の効力をもつものとする。」旨規定し、カリフォルニア州は外国判決に対しその効力を承認している」との主張があったものの、被告は争っていない。これを受け、裁判所は「請求原因事実については当事者間に争いが無い」と述べる。

②東京高判平成5年11月15日高民集46巻3号98頁

米国テキサス州で下された子の引渡し及び養育費の支払い等を命ずる判決の承認が問題となった事案。

【ア】執行を求められたのは外国判決中の子の引渡しであるが、高裁は一般論として「非訟事件の裁判についても、これによって請求権が形成されると同時にその給付を命ずるいわゆる形成給付の裁判及びそれに従たる非訟手続の費用確定の裁判については、民事執行法二四条が類推適用ないし準用され、執行判決を得て強制執行をすることができ、また、民事訴訟法二〇〇条一号及び三号の要件を具備するときには、外国裁判は承認されるものと解するのが相当である」と判示している。

【イ】原告は扶養料認容部分については執行を求めておらず、また、非訟事件一般に相互の保証要件は不要としたためこの点についての判示はなし。

③東京地判平成8年9月2日判例集未登載

米国ミネソタ州裁判所が命じた養育費の給付判決の執行が求められた事案。

【ア】民訴法200条（当時）の適用を前提としていると思われる。

【イ】原告は、外国金銭判決統一法及び複数の米国判例に言及し、「わが国の民事訴訟法二〇〇条所定の外国判決の承認の要件と重要な点において異ならないので、相互保証がある」と主張したが、裁判所は民訴法118条3号の公序に反するとして、養育費の支払いを命じる部分について執行判決請求を棄却したため、相互の保証についての判断はしていない（なお、養育費の給付を命じる

部分以外の部分については、承認しうるかの判断に際して、同条4号判断も行った⁴⁾。

④東京高判平成9年9月18日判時1630号62頁

米国オハイオ州裁判所が下した子の扶養料支払請求を認容した判決の執行が求められた事案。

【ア】「養育費請求事件は、わが国においては家事非訟事件に該当するが、当事者の手続保障を特に考慮すべき争訟的性格の強い事件であるから、その裁判の執行については、民事訴訟法二〇〇条の適用を受けるものと解するのが相当である」と明示した。

【イ】民訴法118条1号及び2号の要件を満たさないとして控訴棄却。同条4号には触れていない。

⑤東京高判平成10年2月26日判時1647号107頁（③の控訴審）

【ア】「被控訴人の主張にかんがみ、同条（筆者注：民訴法118条）一号及び三号についての認定判断を次のとおり付加する」と述べ、同条1号及び3号のみ言及。

【イ】原審において原告が相互の保証を主張。被告は争っていたが、控訴審では民訴法118条1号及び3号のみが審理対象となった。但し、前述の通り原審は「外国判決中養育費の給付を命じる部分以外の部分」について相互の保証を認定している。

⑥東京地判平成12年5月30日判例集未登載

元妻から元夫に対する、米国カリフォルニア州裁判所での財産分与を命じる

4 原告の外国金銭判決統一法が適用されるとの主張に対し、被告は同法の適用はなく、ゆえに相互の保証なしと反論したが、裁判所は、「ミネソタ州を含むアメリカ合衆国の大多数の州においては、外国判決の承認の要件としてコモンロー上の原則が存在する。」とし、承認法理の存在を認定している。

判決の履行不能による損害賠償請求及び同裁判所の扶養料の支払を命じる判決の執行が求められた事案。

【ア】争いのない事実等の中に、「カルフォルニア州においては、わが国と実質的の（ママ）同等の条件で外国判決が承認されている（弁論の全趣旨）」との記載あり。4号要件は課していると思われる。

【イ】言及無し。

⑦東京高判平成13年2月8日判タ1059頁（⑥の控訴審）

【ア】言及無し（⑥を踏襲か）。

【イ】公序違反で原審を取り消し、原告の請求を棄却したため判断なし。

⑧東京高判平成18年10月30日判時1965号70頁

共に中国籍である申立人（子）による相手方（父）に対する扶養料請求訴訟である。審理の過程で、本件と同一当事者による中国で下された扶養料判断の承認が問題となり、その承認が認められた事案。

【ア】中国で下された離婚判決の附帯処分としての養育費の支払等を命じている部分の承認につき、「共通の本国である中国にも国際裁判管轄があるものというべきである。また、上記各認容額がわが国の公序良俗に反するとも認めがたいことも思料すると」同判決は「民事訴訟法118条に定めるその他の要件も満たしていることが明らかであり、わが国でも承認し得るものである」としていることから、民訴法118条の全面的な適用を意図したものと見える。

【イ】前述の通り簡素な言及のみ。

⑨東京地判平成23年3月8日判タ1351号241頁

米国カリフォルニア州で下された子の扶養料支払命令の執行が求められた事案。

【ア】「民事訴訟法118条各号の要件をすべて具備する」と明示。

【イ】「証拠及び弁論の全趣旨によれば、カリフォルニア州においては、原告の主張に沿う内容の規定があると認められるところ、当該規定を見ると、カリフォルニア州においては、我が国における条件と重要な点において異ならず、又は実質的に同等な条件の下で外国判決を承認するものといえるから、民事訴訟法 118 条 4 号にいう相互保証の要件を満たすというべきである」と判示した。そして、原告の主張した規定の内容とは、以下の通りである。

「カリフォルニア州の統一州際家族扶養法（Uniform Interstate Family Support Act）によれば、扶養費等の支払を命ずる他州（同法上の手続と実質的に同等の法又は手続をもつ外国を含む。）の命令（判決を含む。）は、執行のため、カリフォルニア州で登録することができる（同法 4950 条, 4901 条 (s)・(u)。そして、当該命令を出した裁判機関が管轄権を有している限り、カリフォルニア州の裁判所は、別段の定めがある場合を除いて、登録された命令を承認し、執行しなければならず、変更することはできない（同法 4952 条）。この登録された命令の有効性若しくは執行力を争う者又は当該登録を無効にしたい者は、[1]命令を出した裁判所が自己に対して人的管轄を有さないこと、[2]命令が詐欺によって取得されたこと、[3] 当該命令が後の命令によって無効とされ、執行停止され、あるいは変更されたこと、[4] 命令を出した裁判所が上訴の結果がでるまで当該命令の執行を延期したこと、[5] 追及されている救済についてカリフォルニア州法において抗弁があること、[6] すべてあるいは一部の支払がなされたこと、又は [7] 未払金の全部または一部について同法 4953 条の時効が成立することのいずれかを立証する負担を負う（同法 4956 条）。」（傍線筆者）

⑩東京地判平成 26 年 12 月 25 日判タ 1420 号 312 頁

米国カリフォルニア州で下された子の扶養料支払判決の執行を求めた事案。

【ア】「外国裁判所の判決の執行判決を求める訴えは、その判決が確定したことが証明されないとき、又は民事訴訟法 118 条各号に掲げる要件を具備しない

ときは、却下しなければならないものとされている」とし、外国扶養裁判の承認においても民訴法 118 条各号の要件を要求。

【イ】「前提となる事実…によれば、本件外国判決は確定していること、民事訴訟法 118 条 2 号及び 4 号に掲げる要件並びに同 3 号中本件外国判決の訴訟手続が我が国における公の秩序又は善良の風俗に反しないとの要件を具備することが認められる」と判示する。そして、前提となる事実には、「カリフォルニア州の統一州際家族扶養法には、以下の定めがある。」と述べた後、⑨判決の傍線箇所と同内容が記載されている。

⑪東京高判平成 27 年 5 月 20 日判例集未登載

【ア】⑩判決を引用するとあるため、⑩判決を踏襲。

【イ】同上。

⑫東京地判平成 28 年 1 月 29 日判時 2313 号 67 頁

【ア】「前提事実…(4) のとおり、本件事件についての被告に対する呼出状の送達がされており、かつ、日本とイリノイ州との間で相互の保証があるから、本件外国判決は、同条 2 号及び同条 4 号所定の要件も満たしていると認められる」としており全面適用が予定されている。

【イ】前提事実(4)には、「イリノイ州は、外国判決執行統一法を採択し、同法に基づき、イリノイ州法セクション 5/12-652 (b) は、子の養育費の支払を命ずる同州以外の国の判決は、子の養育費の支払を命ずる同州の判決と同じ方法により執行をすることができる旨規定している」とある。

(2) 小括

以上、外国扶養判決の承認または執行が問題となったケースを時系列に並べ、相互の保証関連の判示事項をみてきた。以下簡潔にまとめた。

【ア】の「民訴法 118 条が適用ないし準用された否か」につき、②判決は非

訟事件の承認一般に明示的に同条4号を排除しているものの、養育費請求事件が争訟性を強いことを根拠に同号の適用があることを示した④判決以後は、明示的に同号を検討した⑥判決及び⑨～⑫判決と続き、同号要件を課すことが近時の裁判例の傾向となっている。⑤判決については、同条3号で排除された扶養料認容以外の部分についてミネソタ州との相互の保証を検討した③判決の控訴審であるが、同条4号のみを排除する意図はみられないといえよう。⑧判決については、判旨からは同号を課しているように読める（もっとも、相互の保証を認定した過程は他の判決に比して不明瞭である）。なお、①判決も原告は相互の保証要件を意識して主張しているが、裁判所は「請求原因事実については当事者間に争いがない」としてこれを検討しておらず、明確ではない。

【イ】の「相互の保証をいかなる基準で認定したか」について、明確に民法118条4号を排除した②判決、同条の他の要件で承認を拒絶した④判決、⑦判決以外が分析対象となる。概括すると、判決国（州）に存在する一般的なあるいは扶養事案に特化した外国判決承認制度を原告が主張し、それに依拠して裁判所が相互の保証を認める傾向にある。この点を、特徴毎に分類すると、以下の通りとなる。

⑦一つ目の特徴として、相互の保証があること、の意味について、判決国（州）にわが国の判決を認めた前例を要求するものはない点である。その上で、外国（扶養）判決を承認しうる制度を有していることを相互の保証の内容とするもの（①判決、⑫判決）、それがわが国と実質的に同等の条件で承認されるものであることを、簡潔に示すもの（⑥判決）又は要件の内容も示した上で詳細に示すもの（③判決、⑨判決、⑩判決）がある。このうち実質的に同等の条件については、民法118条4号の判例上の定義を確立した最判昭和58年6月7日民集37巻5号611頁（以下、「最判昭和58年」とする）を参照したものとされるが、昭和58年以前に下された①判決は当然としても、他の判決においても最判昭和58年への言及はない。

④二つ目の特徴としては、裁判所が当事者の提出した証拠などに依拠せずに

相互の保証の有無を認定したものは見当たらない点である。民訴法 118 条における外国判決の承認要件については、原則として職権で調査するものとされているが⁵、上記裁判例では関連する外国法規について、裁判所が独自に証拠収集したものはなく、原告の主張に沿って検討している。この点、①判決は当事者が提出したカリフォルニア州の規定に対して争いがないことをもって相互の保証要件を認定したかのように見え、自白を認めたとの評価もなされている⁶。但し、近時の裁判例は、原告が提示した外国法規について当事者に争いがない場合でも、あくまでそれを判断材料とし、裁判所が相互の保証の有無を認定している（⑨判決、⑩判決、⑫判決）。

㊦三つ目の特徴としては、中国との相互の保証が問題となる⑧判決も含め、外国扶養裁判の承認執行に際して、相互の保証がないとした裁判例は現在存在しない点である。相互の保証があることが明らかでない場合、つまり同要件が真偽不明の場合の負担をいずれが負うかは、証拠を職権で集めるとした場合でも問題となるが、上記いずれの判決も裁判官は相互の保証の存在について承認を求める者の不利益になるような認定をしていない。但し、⑧判決については、少なくとも非離婚事件について中国とは相互の保証がないとされること⁷から、扶養事件について相互の保証ありとの結論を導いた点につき、学説から疑義が呈されている⁸。

以上、裁判例について相互の保証に関係する内容とその傾向についてみてき

5 石川明他編『注解民事執行法〔上巻〕』（青林書院、1990）221頁〔小島武司＝猪股孝史〕参照。人訴についても、松本博之『人事訴訟法〔第3版〕』（有斐閣、2012）274頁。これに対して、執行判決訴訟においては、弁論主義が妥当することを示唆するものとして、酒井一「判批」JCA ジャーナル64巻4号（2017）32頁。

6 三ツ木正次「判批」ジュリ353号（1966）136頁。

7 森川伸吾「中国人民法院の判決と「相互の保証」国際商事法務44巻1号（2016）107頁参照。

8 道垣内正人「判批」判例評論591号（2008）198頁、山田恒久「判批」ジュリ1400号（2010）179頁、早川眞一郎「判批」櫻田嘉章＝道垣内正人編『国際私法判例百選〔第二版〕』（2012）155頁など。

た。以下では、上記の分析から問題点を抽出し、検討する。

三 検討

二でみたとおり、外国扶養判断の承認執行についての相互の保証の裁判例の傾向は、若干の例外はあるものの、民訴法 118 条を（類推）適用ないし準用し、相互の保証の有無についても検討するというものであった。そして、相互の保証の認定に際しては、外国にわが国と同等の規定があることを重視していた、といえる。

このうち、前者の民訴法 118 条の（類推）適用ないし準用（【ア】）については、現在改正作業中の家事事件手続法⁹に、扶養事件も含む、外国家事裁判の承認執行については、規定が新設される（同法 79 条の 2）予定となっている。もっともその内容は、原則として民訴法 118 条を準用すべきとするものであり、従前の裁判例の傾向に沿ったものと評価できる。よって、従前の裁判例でみられた相互の保証の認定基準、特に裁判例上揺らぎがあった「相互の保証」とは外国扶養判決の承認執行上はいかなるものであるべきか、という【イ】の特徴⑦は家事事件手続法の改正後も問われていくことになる。

以下では、この点についての今後の議論に寄与するため、この特徴⑦を中心に検討することとする（なお、【イ】の特徴④及び特徴⑤については四で言及する）。

(1) 相互の保証の認定方法について

一般に、民訴法 118 条 4 号の「相互の保証があること」との文言については、相手国にわが国の判決の承認例があることまでも要求する、あるいは、完全にわが国と一致した承認規則があることまでも要求する、との理解はなされてい

9 条文については、戸籍時報746号（2016）69頁以下。

ない¹⁰。この点につき、米国コロンビア特別区との相互の保証が問題となった前掲最判昭和58年は、「当該判決をした外国裁判所の属する国において、我が国の裁判所がしたこれと同種類の判決が同条各号所定の条件と重要な点で異なる条件のもとに効力を有するものとされていることをいうものと解するのが相当である」と判示しており、この相互の保証の理解は学説においても受け入れられている¹¹。

前述の通り、外国扶養裁判の承認執行に際しては、最判昭和58年最判に言及したものはないものの、学説においてはその射程が及ぶと理解するものも見受けられる¹²。そこで、最判昭和58年の法理が外国扶養判決の場合にも及ぶと解した上で、明示的に相互の保証の認定基準を示している⑨～⑫判決を以下では分析の中心とする。

(2) 裁判例にみる比較対象の問題

(i) カリフォルニア州との相互の保証 (⑨～⑪判決)

⑪判決は明示的に相互の保証対象のカリフォルニア州法の制度を示していないが、原審である⑩判決を踏襲しているものと考えられる。よって、両者を合わせて検討する。⑩判決は、わが国の承認執行制度との比較対象として、前述の通り、カリフォルニア州家族法4950条、4901条(u)及び(w)、そして4952条を認定事実として挙げ、相互の保証を認めている。

しかし、そもそも同法4952条が適用されるためには、当該法にいう”State”にわが国が含まれなければならないとされている。しかし、この”State”の範囲は⑨判決が言及した同法のモデル法たる Uniform Interstate Family Support Act (以下「UIFSA」とする)で厳密に区別されており、現行の2008

10 相互の保証要件を巡るわが国の立法及び判例の変遷については、奥田安弘「外国判決の承認執行における相互の保証要件の合憲性」法学新報123巻5・6号(2016)67頁以下。

11 学説については、高桑昭「相互の保証」高桑昭・道垣内正人『国際民事訴訟法(財産法関係)』(青林書院、2002)372頁以下参照。

12 高杉直「判批」戸籍時報(2016)740号52頁以下。

年 UIFSA §1 (5) では、(A) 米国と相互協定を結んでいる国及び地域、(B) 州レベルでの協定の効力を有している国及び地域、(C) 同法と実質的に類似する法を有する国、(D) 2007 年ハーグ条約の締約国、のみを指す（本件のカリフォルニア州のモデルとなっているのは 2001 年 UIFSA と解されるが、その場合には D が除かれるのみである）。わが国は (A) , (B) , (D) に該当しないため、(C) の可能性が残される。この点、裁判所を介した場合、すなわち、協定がない場合に、相互性の認定をするための基準として挙げられているのは、(a) 当該国家が、命令があるか否かにかかわらず、子の扶養義務を執行し、金銭を集め、それを要求州に送ることが可能であること、(b) 当該国の法と手続の下で承認される場合、その当該命令が執行されること、そしてもしそれが承認されないか命令が存在しない場合には、命令あるいは同様のものが得られること、(c) 婚姻内外両方の子を対象としていること、かつ、状況によって可能であれば、父の決定がなされること、(d) いずれの国家も自国の法律と手続を用いること、(e) 法的サービスのための審査をせず、無料で行うこと、の 5 要件である¹³。必ずしも「類似性」を審査する基準ではないが、(a) や (e) に鑑みると、このような手続はわが国で整っているとはいえず、わが国を (C) にいう同法と実質的に類似する法を有する国、と見なすことは困難であろう。そうであれば、⑨～⑪判決は最判昭和 58 年の基準に照らした場合、カリフォルニア州では、上記引用条文はわが国の扶養裁判の承認執行規定として妥当していなと考えられ、適切な対象法理との比較ができていなかったと評価されよう。

13 Dehart, Comity, Conventions, and the Constitution: State and Federal Initiatives in International Support Enforcement, 28 Fam. L.Q. 99. なお、2008 年改正後も同様に捉えられていることにつき、Peters, International Child Support: The United States Striving Towards A Better Solution, 15 New Eng. J. Int'l & Comp. L. 109-110.

(ii) イリノイ州との相互の保証 (⑫判決)

結論から言えば、⑫判決の場合も適切な比較ができていないが、その理由は⑨～⑪判決とは若干異なる。すなわち、同判決は、前提事実の箇所で「イリノイ州は、外国判決執行統一法を採択し、同法に基づき、イリノイ州法セクション 5/12-652 (b) は、子の養育費の支払を命ずる同州以外の国の判決は、子の養育費の支払を命ずる同州の判決と同じ方法により執行をすることができる旨規定している。」と言及し、検討の箇所で、この文言を引用して相互の保証ありとしている。しかし、わが国との相互の保証があること、すなわち、わが国の扶養料の判決がイリノイ州で承認されうること、を証明するにはこの箇所は適切な引用ではない。確かにイリノイ州は外国判決統一法を採択し、イリノイ州法 § 5/12-662 以下に取り込まれているが、同法 § 5/12-663 は明示的に外国金銭判決の中に扶養料支払に関するものは含まないとしている。よって、現状、外国判決執行統一法の採択は外国扶養料判決の承認執行とは関連性がないといえる。更に、本判決が依拠した、同法 § 5/12-652 (b) は” foreign judgement” の語句を用いているものの、その定義は同法 § 5/12-651 において以下の通りとなっている。

Sec. 12-651. Definition. As used in Sections 12-650 through 12-657, "foreign judgment" means any judgment, decree, or order of a court of the United States or of any other court which is entitled to full faith and credit in this State.

すなわち、ここでいう外国判決は米国州の裁判所及びイリノイ州において十分な信頼と信用を保証された他の裁判所の判決等を指すことになる。仮に、イリノイ州において十分な信頼と信用を保証された裁判所にわが国の裁判所が含まれるとの前提で上記条文を比較対象としたならば、本判決はその点の検討を要しよう。そのような検討を経ることなく同法 § 5/12-652 (b) に言及するのみで相互の保証があるとした点について、本判決には疑問がある。なお、イリノイ州もカリフォルニア州と同様に UIFSA を採用しており、(i) で検討した

規定と同等の規定を有している。よって、仮にこれらに依拠した場合であっても、その比較対象性に疑問があることは前述の検討の通りである。

(iii) 米国におけるわが国の扶養料裁判の承認執行例

以上の通り、⑨～⑫判決は米国における適用法理について結論に疑問が残る。ではいかなる法理が比較対象となるか。最判昭和 58 年の、わが国がした判決と同種類の判決が（民訴法 118 条）各号所定の条件と重要な点で異なる条件のもとに効力を有する、の要件に合致させるためには、米国における一般承認原則である Comity による準則を比較対象として判断せざるを得ないのではないだろうか¹⁴。この点、カリフォルニア州・イリノイ州の裁判例において Comity を用いて日本の判決を承認した例については発見できなかったが、近時ワシントン州最高裁にて日本の裁判所が下した扶養料判断を含む離婚判決を Comity にて承認したケースが報告されている（*In re Estate of Toland*, 329 p.3d 878 (Wash.2014)）。以下紹介する。

本件は、日本の裁判所（米国の記録によれば東京家判 2005 年 9 月 29 日）が下した、日本人母 A と米国人父 B との離婚判決及び B に対する両者の子である C への扶養料の支払いなどを認める判決（以下、「日本判決」とする）が問題となったものである。日本判決の後に自殺した A の相続財産の人的代表者となった D が、米国に居住していた B に対して、ワシントン州において日本判決の登録を求めたが、事実審裁判所は、D の主張した Comity での日本判決の承認の可能性は示したものの、日本での裁判手続において C の後見人（A の母）E の選任手続でデュープロセス違反があったとして、D の登録申請を認めないとした。D が控訴するも、2012 年 9 月 25 日ワシントン州高裁¹⁵も第一審と同様の理由で控訴を棄却。これに対し D が上告したのが本件である。

14 Peters, *supra* note (13), 108.

15 なお高裁 (*Estate of Toland v. Toland* 286 P.3d 60 (Wash. Ct. App. Div. 2 2012)) も、わが国の扶養料判断を含む離婚判決の承認が Comity の法理によることは認めている。

2014年7月10日ワシントン州最高裁は高裁判決を取消し、日本判決は承認されるものであり有効であったと判示した。以下、本稿との関心に関連する部分のみ以下で取り上げる。

州最高裁は、判決において、「統一金銭判決承認法は、日本の離婚判決がこの州で承認されるかどうかの判断に適用されるものではない。もっとも、Comityの適用を排除しないという規定（RCW¹⁶ 6.40A.090）から、Comityの原則での外国判決の承認は許される。」とした上で、日本判決に対する同州の承認法理はComityであるとする。そして本件においても、Comityによるべきとして、その基準をHilton v. Guyot, 159 U.S. 113を引用しつつ、以下のよう

に説明する。

「外国裁判所が管轄を有すること。適切な呼出しが被告の任意出頭後、通常の手続の審理が実行されるような、十分かつ信頼できる審理の機会があったこと。相互の保証を有すること。裁判所あるいは法システムにおいて差別があるか、または、判決の獲得に際して、詐欺がなかったこと」。もっとも、「外国判決が、それを執行すると国家の政策や法に深刻な干渉がある場合や国家の利益を損するほどに、執行国の法や政策と反する場合、Comityは適用しない。但し、両国の法が相違している、という単なる事実、は、州の公序違反を構成しない」。そして、Comityが適用される場合、判決州と同じ効力が与えられる。と述べたうえで、「Bは、日本の離婚裁判所が不適格だったことを明らかにできていない。そして、Bは判決に不服を申し立てる機会も有しており、日本の弁護士を使ってそれを行った。この離婚判決は、長文での文書となった判決書により根拠が示されている。一方、我が州では認められない精神的虐待に対する損害賠償を言い渡した事実は、この判決のComityによる承認を排除するほどに不当あるいは我が州の法と秩序と相当に異なるものとするにはならない。重

16 ワシントン州ではRevised Code of Wahingtonの6章40Aに統一金銭判決法が組み込まれている。RCW 6.40A.090は「このチャプターはこのチャプターの範囲内ではない外国判決についての、Comityやその他の方法を通じた承認を妨げるものではない」と規定する。

要なことは、Xは、離婚判決について上訴する権利を有していたことである。」として、Comityによる承認を認めた¹⁷。

(3) 小括

(i) 分析

以上、外国扶養裁判の執行に際しても最判昭和58年の射程が及ぶと仮定した場合、裁判例は、検討を省略ないし簡略なものに留め比較対象を明示しないもの(④～⑧判決)、あるいは、明示的に比較対象を述べてはいるが、同判決を適切に運用していないもの(⑨～⑫判決)が存在する、といえる状況である。この点、その背景としては、最判昭和58年の法理の文言の曖昧さが指摘される。すなわち、「我が国の裁判所がしたこれと同種類の判決」とはどの程度まで厳格に認定すべきであるのか、また、前述の特徴①でも言及したところであるが、外国法調査を要する文言となっているものの、その主体は裁判所であるのか当事者であるのか、といった、問題が残されたまま運用されている¹⁸。そのため、前者については、⑨～⑫判決のいずれも、厳格に日本の事件が適用されるか否かを吟味せずに、外国法に存在する外国金銭判決ないし扶養料判断の承認執行に関連する条文を比較対照に挙げているが、それで最判昭和58年の法理に適う、と判断した可能性もある。しかし、最判昭和58年の文言からは比較対象は「日本の扶養料支払判決」に適用される法理、とすべきであろう。また、後者について言えば、裁判所は、相互の保証の比較対照条文は当事者が掲げたものをそのまま用いる傾向が見られる。この点、最判昭和58年は言及がないものの、自白を認めるべきではない外国法の内容を確定することを示唆

17 結論においては「法に照らせば、離婚判決の2年後に提起された後見の手続に基づいて離婚判決へのComityの適合を拒絶した点において、第一審は裁量権を逸脱していた。それに応じて、第一審裁判所は不適切なサマリージャッジメントをXに与えていた。第二審も不適切にこれを肯定した。本裁判は、原審に差し戻し、Dにサマリージャッジメントを与え、この州で離婚判決が承認される方向で再審査をしなければならない」とした。

18 鈴木忠一＝三ヶ月章編『注解民事執行法(1)』(第一法規, 1984) 429頁〔青山〕参照。

した書きぶりである点からは、当事者に一定の資料の提出を認めるとしても、職権での証拠収集が適切な要件とも考えられる¹⁹。しかし、裁判例はこれを貫徹しているとの確証まではない。例えば⑫判決は鑑定などを用いていけば、実際にイリノイ州で適用される法理が判明しうるのものであって、比較対象条文は変わっていたと思われる。

いずれにしても、最判昭和58年の基準を外国扶養裁判にも妥当させるとの立場を貫徹する場合には、裁判所は米国におけるわが国の外国扶養裁判の承認執行法理をより詳細に検討する必要があるといえる。もっとも、前述の通り他州の判例を例示したが、離婚に附帯した場合には、米国における承認法理の一般法理たる *Comity* を用いて承認される可能性は十分に考えられる。特に⑨～⑪判決については、離婚に附帯した裁判であったとみなすことができると思われるため、この法理の参照が適切といえるのではないかと²⁰。

(ii) 別の見方

ここで、見方を変え、外国扶養裁判については、裁判例は最判昭和58年の法理を直接妥当させる意図がなかったと捉えた場合にはどうか。端的に言えば、最判昭和58年の射程は外国扶養裁判に及んでおらず、⑨～⑫判決は、より緩やかに、わが国法と同等規定がある程度で足りること、を相互の保証の中に読み込んだ、と理解した場合である²¹。確かに、二で取り上げたすべての裁判例において、最判昭和58年は一度も言及されていない。最判昭和58年は純財産

19 石川等編・前掲書(注5)221頁〔小島＝猪股〕。また、法制審議会国際裁判管轄法制(人事訴訟事件及び家事事件関係)部会第15回会議議事録(PDF版)9頁〔山本(弘)発言〕参照。なお、同部会の議事録のPDF版については、http://www.moj.go.jp/shingil/shingikai_kokusai.htmlにて入手できる(平成29年5月15日確認)。

20 もっとも米国においても、離婚判決の承認とそれに付随する扶養料判決の承認は分離される場合もある。この点については、樋口範雄『アメリカ涉外裁判法』(弘文堂、2015)278頁以下、287頁以下。

21 人訴事件についてこの理解で足りるとする見解として、松本・前掲書(注5)268頁、272頁以下。

事件の判決であり、家事事件には及ばない裁判所が考えたのであれば、取り得る結論である。もっとも、同等規定があるだけで「相互の保証があること」とするには、法文から離れた解釈であることは否定できない。

以上、外国扶養裁判の執行と最判昭和58年との関係につき、その射程内かあるいは射程外かの2つの視点から分析を行った。⑨～⑫判決の判決文からは明確に読み取ることができないが、最判昭和58年の射程内であるとすれば判例法理の適用に問題はある点指摘した。その上で、少なくとも裁判例上は、単なる関連条文比較で足りるとしている傾向を見て取ることができた。もちろん、本稿は公表されたわずかながらの裁判例の分析に留まっている点で限界があり、今後の展開に注目する必要があるだろう。

四 結びに代えて

本稿ではわが国の裁判例から、外国扶養裁判の執行における相互の保証の扱いについて分析した。前述の通り、人訴法等改正案中の家事事件手続法の改正案79条の2においては、扶養料事件の承認執行に際して原則として民訴法118条が準用されることとなっており、本稿で取り上げた裁判例の延長線上に今後も裁判が蓄積されることとなる。二(2)の特徴⑦で示した通り、これまでところ扶養料請求との関係では相互の保証のないことをもって否定した例はなく、扶養料の回収にとって同要件は大きな障害となっているとは言えない。もっとも、わが国の公表裁判例は米国州及び中国という限られた国のものがあった(中国に関する⑧判決の問題点については前述)。この点、現状では国際条約を締結している国及び地域とのみ外国判決を承認執行するといった制度を有する国が存在する以上、相互の保証要件の存在は国際的な扶養料の回収の

妨げとなりうる点は指摘される²²。また、特徴④で示した点についてであるが、前述の人訴法等改正に関する法制審議会において、実務上は当事者が証拠収集及び証明活動を要する現状が迅速性の観点から負担となっている点が指摘され²³、相互の保証の適用を排除すべき理由の一つされた。この議論については前述の通り本来は職権証拠調べが妥当するとの反論はありうるが、本稿で検討した裁判例をみれば、確かに、当事者の負担となっていることは否めない。

結局、国家間の事情により有無が左右される要件である相互の保証により、扶養料回収に壁ができることは適切とはいえない状況はなお維持されることとなる点、またそういった国家でない場合であっても実務上、外国扶養裁判の承認執行に際して、同要件の存在は、当事者に主張・立証を事実上負わせることにより、迅速な扶養料の回収の妨げになりうる点は指摘されよう。前者については、立法的解決が望ましいところである。一方、後者については、三(2)で、別の見方とした、従来の裁判例は最判昭和58年の射程内ではなかったとする立場から、相互の保証要件を捉えることで若干緩和される点は指摘しておきたい。この点はまず、そのような立場が許されるかを考える必要があるが、これに肯定的に捉えることを示唆する判例を見出すことができる。すなわち、最判平成26年4月24日民集68巻4号1139頁以下は、民訴法118条1号の要件の解釈につき、「人事に関する訴え以外の訴えにおける間接管轄」についての判示であることを明示した上で、判例法理を構築している。つまり、同判例の射

22 例えば、オーストリアは同国が加入している外国扶養裁判承認執行条約の加盟国のほか、政府宣言をなした国家の扶養裁判のみを承認するとしている。現在の、扶養関係の政府宣言については、「外国関連扶養請求の主張と貫徹に関する連邦法」(Bundesgesetz über die Geltendmachung und Durchsetzung von Unterhaltsansprüchen mit Auslandsbezug : BGBl I Nr.34/2014) 3条3項が規定する。この政府宣言は、同法の2014年改正前の規定に基づいたものであるが、オーストラリアのほか、米国及びカナダのいくつかの州に対してなされている。Nimmerrichter, Handbuch Internationales Unterhaltsrecht, Wien 2011, Rn. 72f; わが国とはこのような宣言を有しない。よって、オーストリアとは、1958年ハーグ子の扶養承認執行条約や2007年ハーグ扶養料回収条約等の、同国が締約国となっている条約にわが国も加入等をしなければ、同国とわが国の相互承認の実現は困難といえる。

23 前掲法制審議事録(注19)第15回(PDF版)9頁〔大谷発言〕。

程は財産事件に及ぶことを明らかとした一方、人事事件等について及ぶとは限らない点を示したものである²⁴。このように、必ずしも財産事件と人事ないし家事事件において民訴法118条の要件を統一的に解する必要がないとすれば、承認対象が外国扶養裁判の場合には、最判昭和58年の射程外と捉え、「相互の保証」につき独自の解釈によることも肯定しうるのではないだろうか。但し、この場合でも⑨～⑫判決が示したような、わが国の同種の判決を射程にしない同等規定でも足りるとするのは、「相互の保証があること」を保証するものとはいえず適切ではない。このような状況で考えられる解釈としては、例えば、相互の保証の証明責任については被告に転換²⁵し、相手方からの抗弁が無い場合には原則として相互の保証をありとするといったものであろう。もちろん、このような抜本的な解釈の変更を認めることは困難との批判もありうる²⁶と思われるが、いずれにしても、今後は、家事事件の場合に準用される民訴法118条4号については、「家事事件における相互の保証」といった視点から、この要件を検討する余地はあると思われる。

(本研究はJSPS 科研費 JP26590009, JP17K17748 の助成を受けたものです。)

提出年月日：2017年5月16日

24 結果的に人事事件にも同様の法理が及ぶことは否定されていないと解される。中西康「判批」民商法雑誌152巻2号(2016)40頁参照。

25 純粋な民訴法118条4号の適用場面においては、相互の保証要件の存在が証明できなかった際の証明責任は、承認を求める原告が負うと理解されている。鈴木正裕＝青山善充『注釈民事訴訟法(4)』(有斐閣,1997)391頁〔高田〕。なお、森川・前掲論文(注7)107頁も参照。

26 法制審においても立証責任を転換する書きぶりにすべきとの提案もあったが、他の「相互の保証」と記載された法文との関係のほか、規定の仕方として民訴法118条との関係が問題となるとされた。前掲法制審議事録(注19)第7回(PDF版)27頁〔道垣内発言、池田発言〕36頁、〔沖本発言〕参照。